障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉

平成30年度

日進市

障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉

平成30年度

◆◆◆◆もくじ◆◆◆◆

1 手帳別(障害別)一覧表 …… 4

◆身体障害者手帳をお持ちの方 —— 4

・視覚障害 —— 4

・聴覚・平衡機能障害 —— 6

・音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 —— 8

・肢体不自由 —— 10

・内部障害 —— 12

◆療育手帳をお持ちの方 —— 14

◆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 —— 16

2 障害者手帳について …… 18

3 手当など …… 20

4 医療に関する助成 …… 23

5 日常生活の支援など …… 27

6 緊急時の支援など …… 34

7 年金・貸付など …… 36

8 税金・公共料金等の減免など …… 38

9 交通に関する助成など …… 40

10 公共施設の利用料減免など …… 44

11 障害福祉サービス …… 45

12 市内の事業所案内 …… 48

13 特別支援教育について …… 51

14 就労支援について …… 52

15 成年後見制度について …… 53

16 相談・手続きなどの窓口案内 …… 54

■ 手当・サービスなどのもくじ

★各制度の対象となる方をマークで表示しています

手帳の種類

- 身 **身体障害者手帳をお持ちの方**
- 療 **療育手帳をお持ちの方**
- 精 **精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方**

年齢制限

制限される年齢は、制度によって異なります。

- ○歳以上 **大人のみ対象の場合**
- ○歳未満 **子どものみ対象の場合**

自分が受けられる
手当やサービスが
わかりません

1 手帳別(障害別)一覧表

お持ちの手帳や障害の種類によって、受けられる手当やサービスなどがわかるよう、手帳別（障害別）に一覧表にしました。

◆身体障害者手帳をお持ちの方　視覚障害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、◯が付いている場合でも該当しない場合があります。

◯・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級						年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
手当など	障害者扶助料	◯	◯	◯	◯	◯	◯			20
	愛知県在宅重度障害者手当	◯	◯	△	×	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	×	×	あり	あり	22
医療	障害者医療	◯	◯	◯	×	×	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	◯	◯	◯	×	×	×	あり	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	◯	◯	◯	◯	◯	◯			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	◯	◯	◯	◯	◯	◯			31
	リフォームヘルパーの派遣	◯	◯	◯	◯	◯	◯			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△	△			32
	点訳・音訳など	◯	◯	◯	◯	◯	◯			33
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△	△			34
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	◯	◯	◯	×	×	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	△	△		あり	37

内容		手帳の等級						年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
税金など	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	○	○	○	○	○			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	△	△	△	×	×			39
	軽自動車税の減免	△	△	△	△	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△	△			41
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△	△			42
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	○	○	△	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	△	△			46
	同行援護	△	△	△	△	△	△			46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	△	あり	あり	52

◆身体障害者手帳をお持ちの方　聴覚・平衡機能障害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、〇が付いている場合でも該当しない場合があります。

〇・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級					年齢制限	所得制限	掲載ページ
		2級	3級	4級	5級	6級			
手当など	障害者扶助料	〇	〇	〇	〇	〇			20
	愛知県在宅重度障害者手当	〇	△	×	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	×	×	あり	あり	22
医療	障害者医療	〇	〇	×	×	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	〇	〇	×	×	×	あり	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△		あり	27
	軽度･中等度難聴児支援事業	・両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 ・手帳の交付対象とならない方					あり	あり	28
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	〇	〇	〇	〇	〇			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	〇	〇	〇	〇	〇			31
	リフォームヘルパーの派遣	〇	〇	〇	〇	〇			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	×	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△			32
	粗大ごみの FAX 申込み	〇	〇	〇	〇	〇			32
	意思疎通支援	〇	〇	〇	〇	〇			33
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△			34
	NET119システム	〇	〇	〇	〇	〇			35
	FAX110番システム･Web110番システム	〇	〇	〇	〇	〇			35
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	〇	〇	×	×	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	△		あり	37

内容		手帳の等級					年齢制限	所得制限	掲載ページ
		2級	3級	4級	5級	6級			
税金など	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○			38
	国民健康保険税の減免	○	○	○	○	○			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	△	×	×	×			39
	軽自動車税の減免	△	△	×	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△			41
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△			42
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	○	×	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	△			46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	あり	あり	52

◆身体障害者手帳をお持ちの方

音声機能・言語機能
そしゃく機能の障害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、〇が付いている場合でも該当しない場合があります。

〇・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級		年齢制限	所得制限	掲載ページ
		3級	4級			
手当など	障害者扶助料	〇	〇			20
	愛知県在宅重度障害者手当	△	×	あり	あり	20
	特別児童扶養手当	△	△	あり	あり	22
医療	障害者医療	〇	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	〇	×	あり	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	あり	あり	24
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△			27
	補装具費の支給	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	〇	〇			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	〇	〇			31
	リフォームヘルパーの派遣	〇	〇			31
	エコサポート	△	△			32
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△			34
	NET119システム	〇	〇			35
	FAX110番システム・Web110番システム	〇	〇			35
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	〇	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△		あり	37
税金など	所得税・住民税の控除	〇	〇			38
	国民健康保険税の減免	〇	〇			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	×			39

内　容		手帳の等級		年齢制限	所得制限	掲載ページ
		3級	4級			
税金など	軽自動車税の減免	△	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○			40
	タクシー料金助成	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△			41
	有料道路割引制度	△	△			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△			42
施設	日進市スポーツセンター	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△			46
	自立生活援助	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△			46
	生活介護	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	あり	あり	52

◆身体障害者手帳をお持ちの方　肢体不自由

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、〇が付いている場合でも該当しない場合があります。

〇・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級						年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
手当など	障害者扶助料	〇	〇	〇	〇	〇	〇			20
	愛知県在宅重度障害者手当	〇	〇	△	×	×	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	×	×	あり	あり	22
医療	障害者医療	〇	〇	〇	×	×	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	〇	〇	〇	×	×	×	あり	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	△	△	あり	あり	24
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	〇	〇	〇	〇	〇	〇			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	〇	〇	〇	〇	〇	〇			31
	リフォームヘルパーの派遣	〇	〇	〇	〇	〇	〇			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△	△	△			32
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△	△	△			34
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	〇	〇	〇	×	×	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△	△	△		あり	37
税金など	所得税・住民税の控除	〇	〇	〇	〇	〇	〇			38
	国民健康保険税の減免	〇	〇	〇	〇	〇	〇			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	△	△	△	△	△			39
	軽自動車税の減免	△	△	△	△	△	△			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△	△	△		あり	39

内容		手帳の等級						年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×	×	×			40
	リフト付タクシー料金助成 ＊ただしタクシー料金助成との選択制	△	△	△	×	×	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△	△	△			41
	有料道路割引制度	△	△	△	△	△	△			42
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△	△			42
	身体障害者自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△		あり	43
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	△	△	△	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	△	△			46
	重度訪問介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		46
	療養介護	△	△	△	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	医療型児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	△	あり	あり	52

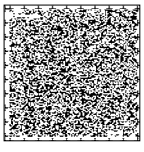

◆身体障害者手帳をお持ちの方　内部障害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、◯が付いている場合でも該当しない場合があります。

◯・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級				年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級			
手当など	障害者扶助料	◯	◯	◯	◯			20
	愛知県在宅重度障害者手当	◯	◯	△	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	△	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	△	あり	あり	22
医療	障害者医療	◯	◯	◯	△	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	◯	◯	◯	△	あり	あり	23
	自立支援医療（更生医療）	△	△	△	△	あり	あり	24
	自立支援医療（育成医療）	△	△	△	△	あり	あり	24
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△	△			27
	補装具費の支給	△	△	△	△		あり	27
	日常生活用具の給付	△	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	◯	◯	◯	◯			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	◯	◯	◯	◯			31
	リフォームヘルパーの派遣	◯	◯	◯	◯			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	△	×	×			32
	エコサポート	△	△	△	△			32
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△	△			34
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	◯	◯	◯	×	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△	△		あり	37
税金など	所得税・住民税の控除	◯	◯	◯	◯			38
	国民健康保険税の減免	◯	◯	◯	◯			38

内　容		手帳の等級				年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級	4級			
税金など	自動車取得税・自動車税の減免	△	△	△	△			39
	軽自動車税の減免	△	△	△	△			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△	△		あり	39
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△	△			41
	有料道路割引制度	△	△	△	△			42
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	○	○	△			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△	△	あり		46
	自立生活援助	△	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	△	あり		46
	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△	△			47
	訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	あり		47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	あり	あり	52

◆療育手帳をお持ちの方

知 的 障 害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、◯が付いている場合でも該当しない場合があります。

◯・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内　容		手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
		A判定	B判定	C判定			
手当など	障害者扶助料	◯	◯	◯			20
	愛知県在宅重度障害者手当	◯	△	×	あり	あり	20
	特別障害者手当	△	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	×	×	あり	あり	21
	特別児童扶養手当	△	△	△	あり	あり	22
医療	障害者医療	◯	◯	×	あり		23
	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	◯	◯	×	あり	あり	23
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△			27
	日常生活用具の給付	△	△	△			28
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	◯	◯	◯			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	◯	◯	◯			31
	寝具洗濯乾燥サービス	△	×	×			32
	エコサポート	△	△	△			32
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△			34
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	◯	◯	◯	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△		あり	37
税金など	所得税・住民税の控除	◯	◯	◯			38
	国民健康保険税の減免	◯	◯	◯			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	×	×			39
	軽自動車税の減免	△	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△		あり	39

内容		手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
		A判定	B判定	C判定			
交通に関する助成	くるりんばす利用の割引	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×			40
	障害者タクシー運賃割引制度	○	○	○			40
	各種交通機関の割引	△	△	△			41
	有料道路割引制度	△	×	×			42
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△			46
	行動援護	△	△	△	あり		46
	重度訪問介護	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△			46
	自立生活援助	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	あり		46
	自立訓練（生活訓練）	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	あり		47
	居宅訪問型児童発達支援	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△			47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	あり	あり	52

◆精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

精神障害

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。
＊各種支給要件によっては、◯が付いている場合でも該当しない場合があります。

◯・・・おおむね該当　△・・・条件により該当　×・・・該当しない

内容		手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級			
手当など	障害者扶助料	◯	◯	◯			20
	特別障害者手当	△	×	×	あり	あり	21
	障害児福祉手当	△	△	×	あり	あり	21
医療	後期高齢者福祉医療（通称マル福）	◯	◯	△	あり	あり	23
	自立支援医療（精神通院医療）	△	△	△			24
	精神障害者医療（精神通院医療）	△	△	△		あり	25
	精神障害者医療（精神障害者医療）	◯	◯	×			25
日常生活の支援など	福祉用具等の貸出	△	△	△			27
	紙おむつ助成金の支給	△	△	△	あり		30
	車いす専用車の貸出	△	△	△			30
	福祉機器リサイクル事業	◯	◯	◯			31
	家具転倒防止金具支給・取付事業	◯	◯	◯			31
	エコサポート	△	△	△			32
緊急時	緊急通報システムの設置	△	△	△			34
	災害時要援護者地域支援制度	△	△	△			34
年金・貸付など	障害基礎年金	△	△	△	あり	あり	36
	障害厚生年金	△	△	△	あり		36
	特別障害給付金	△	△	△	あり	あり	37
	障害者扶養共済制度	△	△	△	あり		37
	生活福祉資金（貸付制度）	△	△	△		あり	37
税金など	所得税・住民税の控除	◯	◯	◯			38
	国民健康保険税の減免	◯	◯	×			38
	自動車取得税・自動車税の減免	△	×	×			39
	軽自動車税の減免	△	×	×			39
	NHK 受信料の減免	△	△	△		あり	39

内　容		手帳の等級			年齢制限	所得制限	掲載ページ
		1級	2級	3級			
交通	くるりんばす利用の割引	○	○	○			40
	タクシー料金助成	○	○	×			40
	各種交通機関の割引	△	△	△			41
	身体障害者等駐車禁止除外標章	○	×	×			43
施設	日進市スポーツセンター	○	○	○			44
	愛知県口論義運動公園（温水プール）	○	○	○			44
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	△	△	△			46
	行動援護	△	△	△	あり		46
	重度訪問介護	△	△	△	あり		46
	重度障害者等包括支援	△	△	△			46
	自立生活援助	△	△	△	あり		46
	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	あり		46
	施設入所支援	△	△	△	あり		46
	短期入所（ショートステイ）	△	△	△			46
	生活介護	△	△	△	あり		46
	自立訓練（生活訓練）	△	△	△	あり		46
	就労移行支援	△	△	△	あり		46
	就労継続支援（A 型＝雇用型・B 型）	△	△	△	あり		46
	就労定着支援	△	△	△	あり		46
	計画相談支援	△	△	△	あり		47
	地域移行支援	△	△	△	あり		47
	地域定着支援	△	△	△	あり		47
	障害児相談支援	△	△	△	あり		47
	児童発達支援	△	△	△	あり		47
	放課後等デイサービス	△	△	△	あり		47
	保育所等訪問支援	△	△	△	あり		47
	移動支援事業	△	△	△			47
	地域活動支援センター事業	△	△	△			47
	日中一時支援事業	△	△	△			47
就労	更生訓練費支給事業	△	△	△	あり	あり	52

手帳をもらうには
どんな手続きが
必要ですか?

2 障害者手帳について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請は、市役所介護福祉課の窓口で受け付けています。手帳の種類や等級に応じて各種の福祉サービス等を利用することができます。

身体障害者手帳

◆身体に障害のある方（または保護者）の申請によって交付されます。
障害の種類や程度により、1 級から 6 級まで区分されます。

対象者	次の機能に障害のある方 **・視覚　・聴覚　・平衡機能　・音声、言語機能　・そしゃく機能** **・肢体不自由**（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能） **・内臓機能**（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸） **・免疫機能** **＊障害によっては、発症から一定期間を経過しないと認定されないものもありますのでご注意ください。**
必要なもの	・身体障害者手帳申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑 ・身体障害者診断書・意見書（介護福祉課窓口にあります） ＊手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、介護福祉課や病院でご確認ください。 ・本人の写真（縦4cm ×横3cm　1 年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの） ＊ポラロイドやデジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。 ・本人の個人番号カードもしくは通知カード ・窓口にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類

療育手帳

◆知的機能に障害のある方（または保護者）の申請によって交付されます。
障害の程度により、A 判定から C 判定まで区分されます。

対象者	知的障害であると認められた時期が 18 歳以前で、次の機関にて判定を受けた方 **予約が必要です** **判定機関**：◆愛知県中央児童・障害者相談センター ・18 歳未満の方・・・児童相談課　**☎ 052-961-7252** ・18 歳以上の方・・・障害者相談課　**☎ 052-961-7253** **判定基準**：◆ A 判定・・・おおむね IQ35 以下 ◆ B 判定・・・おおむね IQ36 ～ 50 ◆ C 判定・・・おおむね IQ51 ～ 75
必要なもの	・療育手帳交付申請書（介護福祉課窓口にあります） ・本人の写真（縦 4cm ×横 3cm　脱帽で上半身のもの）　・印鑑 ＊ポラロイドやデジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。
備 考	・定期的に再判定が必要です。手帳に記載されている「再判定年月」が近づきましたら、通知があります。 ・療育手帳の等級基準は都道府県で異なります。転出、転入の際はお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳

◆精神に障害のある方の申請によって交付されます。
障害の程度により、１級から３級まで区分されます。

対象者	精神に障害があり、精神科初診日から６ヶ月以上経過している方 **＊詳しくは、医師にご相談ください。**
必要なもの	・精神障害者保健福祉手帳交付申請書（介護福祉課窓口にあります） ・本人の写真（縦 4cm ×横 3cm　脱帽で上半身のもの）　・印鑑 ＊ポラロイドやデジタルカメラ等で撮ったものを薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。 ・本人の個人番号カードもしくは通知カード ・窓口にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類と代理人の印鑑 **上記の他に以下の①、②のいずれかが必要です** ①・精神障害者保健福祉手帳用の診断書（介護福祉課窓口にあります） ②・精神障害を支給事由とする年金証書の写し ・最新の年金振込通知書の写し ・同意書（介護福祉課窓口にあります）
備 考	・手帳の**有効期限は２年間**です。更新手続きは有効期限の３ヶ月前から申請できます。

手帳交付までの流れ

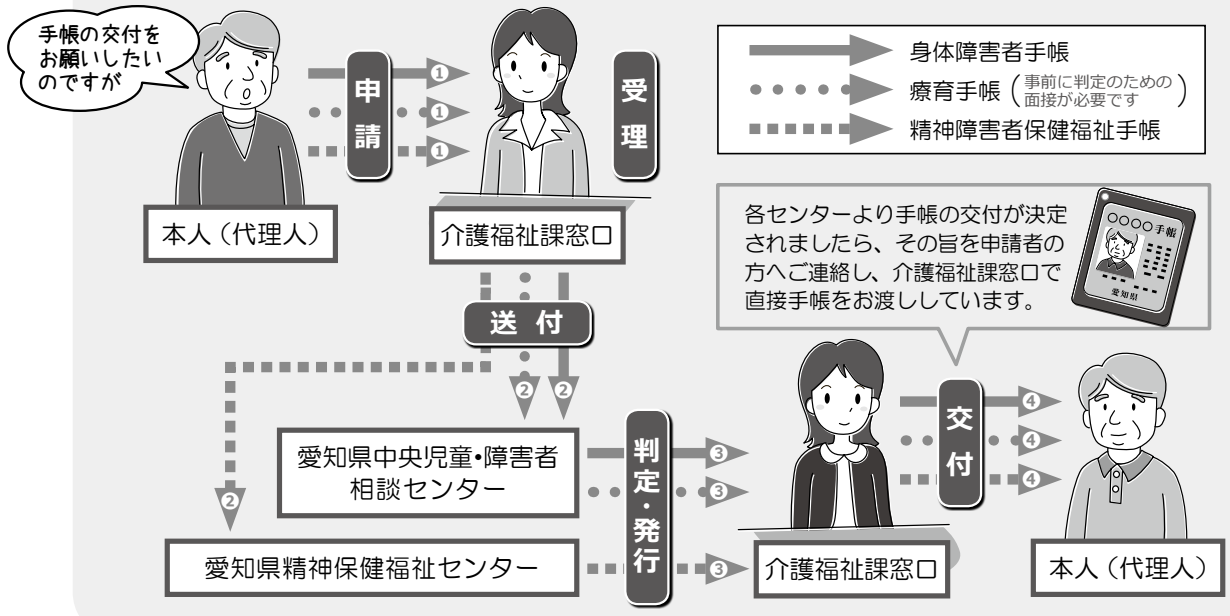

＊交付申請に関する各種様式は愛知県のホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/tetyo-kouhushinsei.html

変更などの手続き

障害者手帳をお持ちの方に下記のような変更等がありましたら、速やかに手帳・印鑑などをご持参のうえ、介護福祉課窓口にお越しください。

◆住所・氏名の変更　◆手帳の紛失・き損　◆写真が古くなったとき　◆障害に該当しなくなったとき※
◆障害の程度が変わったとき（診断書が必要です）　**◆本人が亡くなったとき**※　**◆手帳の再交付を受けたとき**※
※手帳を返還していただきます。

3 手当など

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ、手当が支給される場合があります。 ＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害者扶助料

日進市の制度です

身 療 精

◆身体障害、知的障害、精神障害のある方に支給される手当です。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			
支給額（4･10月に支給）	身障手帳	療育手帳	精神手帳	支給月額
	1級	A判定	1級	**4,000** 円
	2級	B判定	2級	**3,000** 円
	3級	C判定	3級	**2,000** 円
	4～6級	―	―	**1,000** 円
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります） ・障害者手帳 ・印鑑 ・通帳（本人名義）			
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**			☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**

愛知県在宅重度障害者手当

身 療 精

◆重度の障害のある方に支給される手当です。

対象者 所得制限があります	次のいずれかの条件に該当する方 ・身体障害者手帳1・2級の方 ・IQ35以下の方 ・身体障害者手帳3級であり、IQ50以下の方 **＊ただし、次の方は除きます。** **・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者** **・施設に入所されている方　・3ヶ月以上入院されている方** **・65歳以上で手帳を取得された方（第2種手帳該当の方のみ）**		
支給額（4･8･12月に支給）	受給対象者		支給月額
	第1種	・身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方	**15,500** 円
	第2種	・身体障害者手帳1・2級の方 ・IQ35以下の方 ・身体障害者手帳3級でIQ50以下の方	**6,750** 円
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります） ・障害者手帳 ・印鑑 ・通帳（本人名義） **＊必要に応じ、所得証明書（課税証明書）の提出を求める場合があります。**		
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**		☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**

特別障害者手当

20歳以上　身　療　精

◆ 20歳以上の方で、心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。

対象者 所得制限があります	20歳以上で次のいずれかの条件に該当する方 （条件は一般的なものを挙げているだけであり、障害部位や心身の状態などによっては条件に該当しない場合があります。） ・身体障害者手帳２級（一部を除く）以上の障害が２つ以上ある方 ・身体障害者手帳２級（一部を除く）以上の障害があり、IQ20 以下の方 ・身体障害者手帳２級（一部を除く）以上、または IQ20 以下で、その他に身体障害者手帳３級相当の障害が２つ以上ある方 ・身体障害者手帳２級（一部を除く）以上、または IQ20 以下、もしくはこれと同程度の障害または病状があり、日常生活においてほぼ全面介護が必要な状態にある方 **＊施設に入所されている方、３ヶ月以上入院されている方は除きます。**		
支給額（月額） （2･5･8･11月に支給）	基準額	加　算　額	
	26,940 円	・身体障害者手帳１･２級で療育手帳Ａ判定（IQ35 以下）	**6,850** 円
		・身体障害者手帳１･２級または療育手帳Ａ判定（IQ35 以下）	**1,050** 円
	＊物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。		
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・通帳（本人名義）　・診断書 ・本人、配偶者、扶養義務者の個人番号カードもしくは通知カード ・窓口に申請にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類　など **＊必要に応じ、年金証書などの提出を求める場合があります。**		
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**	**☎ 0561-73-1749** **FAX 0561-72-4554**	

障害児福祉手当

20歳未満　身　療　精

◆ 20歳未満の方で、心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。

対象者 所得制限があります	20歳未満で次のいずれかの条件に該当する方 （条件は一般的なものを挙げているだけであり、障害部位や心身の状態などによっては条件に該当しない場合があります。） ・身体障害者手帳１級の方 ・ＩＱ20 以下の方 ・身体障害者手帳２級で、常時介護が必要な状態にある方 ・上記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な状態にある方 **＊施設に入所されている方は除きます。**		
支給額（月額） （2･5･8･11月に支給）	基準額	加　算　額	
	14,650 円	・身体障害者手帳１･２級で療育手帳Ａ判定（IQ35 以下）	**6,900** 円
		・身体障害者手帳１･２級または療育手帳Ａ判定（IQ35 以下）	**1,150** 円
	＊物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。		
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・通帳（本人名義）　・診断書 ・本人および扶養義務者の個人番号カードもしくは通知カード ・窓口に申請にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類　など		
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**	**☎ 0561-73-1749** **FAX 0561-72-4554**	

特別児童扶養手当

20歳未満　身　療　精

◆ 20歳未満の重度・中度の障害のあるお子さん、もしくは日常生活において常に介護を必要とする病状にあるお子さんを養育している方に支給される手当です。

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

対象者 所得制限があります	身体障害者手帳１級・２級程度、療育手帳Ａ判定程度のお子さんを養育している方 ⇒ **手当１級**	
	身体障害者手帳３級程度・４級程度の一部、療育手帳Ｂ判定程度のお子さんを養育している方 ⇒ **手当２級**	
	じん臓、肝臓、血液等の疾病で日常生活において常に介護を必要とするお子さん、または精神障害のあるお子さんを養育している方 ⇒ **県において診断書等により判定を行った上で、手当の該当等級が決定されます。**	
支給額 （4･8･11月に支給）	該当等級	支給月額 ＊物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。
	手当１級	**51,700** 円
	手当２級	**34,430** 円
必要なもの	・戸籍謄本　・世帯全員の個人番号カードもしくは通知カード ・印鑑　・通帳（受給者名義）　・口座申出書 ・本人確認書類（受給者および手続者のもの）**※免許証、パスポートなど** ・特別児童扶養手当用診断書（不要の場合もあります）	
申請・問合せ	**こども課　療育支援係**	☎ **0561-73-4182** FAX **0561-72-4603**

4 医療に関する助成

障害などの状況に応じ、医療費の自己負担を軽減する助成制度があります。

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害者医療

身 療 精

◆障害のある方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に障害者医療費受給者証を提示してください。

（精神障害のある方は 25 ページの『精神障害者医療』をご参照ください。）

＊助成の対象となるものは、健康保険が適応されるものに限ります。

対象者	健康保険に加入している方で、次の①～④のいずれかに該当する方 （ ただし、満 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高齢者医療制度の加入者は「後期高齢者福祉医療」での助成対象となります。） ① 身体障害者手帳 1 級から 3 級の方（腎臓機能障害は 4 級） ② 療育手帳Ａ・Ｂ判定の方 ③ 進行性筋萎縮症で身体障害者手帳 4 級から 6 級の方 ④ 自閉症状群（アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む）と診断されている方
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります） ・印鑑 ・健康保険証 ・障害者手帳（交付を受けている方） ・診断書（④の方）
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　☎ **0561-73-1430**　FAX **0561-72-4554**

後期高齢者福祉医療（通称マル福）

65歳以上　身 療 精

◆後期高齢者医療制度に加入している方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に後期高齢者福祉医療費受給者証を提示してください。

＊助成の対象となるものは、健康保険が適応されるものに限ります。

対象者	後期高齢者医療制度に加入している方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ① 障害者医療の対象者（満 65 歳以上）に該当する方（23 ページ上段参照） ② 自立支援医療（精神通院）を受けている方＊**該当通院分のみ**（24 ページ参照） ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方（満 65 歳以上） ＊**この他にも、寝たきりの方、認知症の方、ひとり暮らしの方、結核の方**（命令入院患者）、**精神保健福祉法による措置入院患者の方も対象になる場合があります。**（所得制限がある場合があります。） ＊**②の方はいったん自己負担額をお支払いのうえ、該当通院分の領収書等をお持ちいただきご申請ください。**
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります） ・印鑑 ・後期高齢者医療の保険証 ・障害者手帳（交付を受けている方） ・自立支援医療（精神通院）受給者証（交付を受けている方） ＊**対象者により上記以外にも必要なものがある場合があります。**
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　☎ **0561-73-1430**　FAX **0561-72-4554**

自立支援医療

身 療 精

◆障害者総合支援法に基づく制度で、「更生医療」「精神通院医療」「育成医療」の3種類があります。 指定の医療機関で受診した場合、自立支援医療受給者証を提示することにより医療費の自己負担額が1割に軽減されます。

＊有効期限は最長1年間で、更新手続きが必要です。

更生医療

18歳以上　身 療 精

対象者 所得制限があります	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、身体機能の回復を図るため、その障害そのものを軽減または除去するための医療を受ける方（人工透析・心臓手術・肝臓移植手術・人工関節の置換手術など） **＊手術後の申請は認められませんので、ご注意ください。**
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・印鑑　・身体障害者手帳 ・健康保険証　・要否判定意見書（保険年金課窓口にあります） ・世帯の所得を証明する書類 ・個人番号通知カード等個人番号のわかるもの　など **＊要否判定意見書は自立支援医療（更生医療）の指定医療機関の指定医師の記入によります。**
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　**☎ 0561-73-1430** **FAX 0561-72-4554**

精神通院医療

身 療 精

対象者 所得制限があります	精神的な病気により通院治療をされている方 （詳しくは精神障害の診断または医療に従事する医師にご相談ください。） **＊精神障害者保健福祉手帳をお持ちでなくても受けられます。**
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・印鑑　・年金証書 ・健康保険証　・診断書（保険年金課窓口にあります） ・世帯の所得を証明する書類　・身分証明書 ・個人番号通知カード等個人番号のわかるもの　など **＊診断書は自立支援医療（精神通院）の指定医療機関の医師の記入によります。**
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　**☎ 0561-73-1430** **FAX 0561-72-4554**

育成医療

18歳未満　身 療 精

対象者 所得制限があります	18歳未満のお子さんで、生まれつきの障害や、病気などを放置すると将来において身体に障害を残すと認められ、手術などを行うことにより、確実に障害が軽減されると期待できる方 **＊身体障害者手帳をお持ちでなくても受けられます。** **＊治療（開始）後の申請は認められませんのでご注意ください。**
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・印鑑　・健康保険証 ・意見書（保険年金課窓口にあります）　・世帯の所得を証明する書類 ・個人番号通知カード等個人番号のわかるもの　など **＊意見書は自立支援医療（育成医療）の指定医療機関の医師の記入によります。**
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　**☎ 0561-73-1430** **FAX 0561-72-4554**

精神障害者医療

身 療 精

◆精神的な病気にかかっている方が、医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担額を助成します。受診の際に下記のそれぞれの医療費受給者証を提示してください。

精神通院医療

精神疾患に関する指定医療機関での
通院医療費自己負担額の助成

身 療 精

対象者	自立支援医療（精神通院医療）を受けている方（24 ページ参照）
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・健康保険証　・印鑑 ・自立支援医療（精神通院）受給者証
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　☎ **0561-73-1430**　FAX **0561-72-4554**

精神障害者医療

すべての疾病の通院医療費自己負担額および
精神疾患による入院費自己負担額の助成
（平成30年8月1日よりすべての疾病の入院医療費自己負担額の助成を実施予定）

身 療 精

対象者	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方 （ただし、満 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高齢者医療制度加入者は「後期高齢者福祉医療」（23 ページ参照）での助成対象となります。）
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・健康保険証　・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　☎ **0561-73-1430**　FAX **0561-72-4554**

＊入院については、いったん自己負担額をお支払いのうえ、証明書を添えてご申請ください。

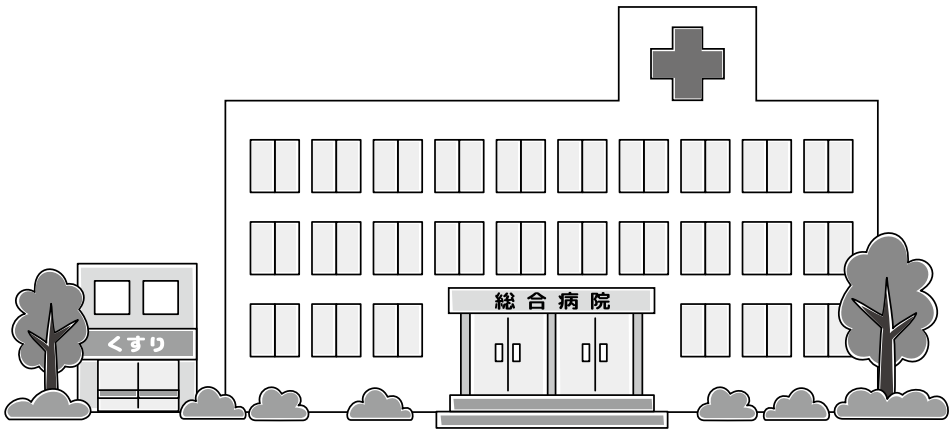

小児慢性特定疾患医療給付

18歳未満　身　療　精

◆小児慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患は治療が長期間にわたり、医療費の負担が高額になることから、医療費を助成します。

対象者	18歳未満のお子さんで、次の小児慢性特定疾患に指定されている疾患（14 疾患 722 種類）と診断された方 **1. 悪性新生物　2. 慢性腎疾患　3. 慢性呼吸器疾患** **4. 慢性心疾患　5. 内分泌疾患　6. 膠原病　7. 糖尿病** **8. 先天性代謝異常　9. 血友病等血液疾患　10. 免疫疾患** **11. 神経・筋疾患　12. 慢性消化器疾患** **13. 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群　14. 皮膚疾患** **＊詳しくはお問い合わせください。**
必要なもの	・申請書（保健所窓口にあります）　・印鑑　・健康保険証 ・医師の意見書　・所得確認書類　など **＊事前にご確認ください。**
申請・問合せ	**瀬戸保健所豊明保健分室**　**☎ 0562-92-9133** **FAX 0562-93-8947**

養育医療

◆入院治療を必要とする未熟児の医療費を助成します。

対象者	医師が入院治療を必要と認めた未熟児（一部負担金が必要です。）
必要なもの	・申請書（保険年金課窓口にあります）　・印鑑　・健康保険証 ・意見書（保険年金課窓口にあります）・世帯の所得を証明する書類 ・個人番号通知カード等個人番号のわかるもの　など **＊退院後の申請は認められません。** **＊意見書は養育医療の指定医療機関の医師の記入によります。**
申請・問合せ	**保険年金課　保健医療係**　**☎ 0561-73-1430** **FAX 0561-72-4554**

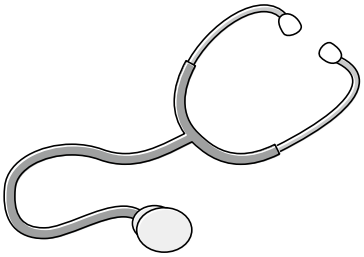

日常生活の中でいろいろと不便なことがあります。

5 日常生活の支援など

福祉機器等の貸出や購入費用の助成、ごみ出しの支援など、障害のある方の日常生活を支援する制度があります。

福祉用具等の貸出

身 療 精

◆通院、旅行等で一時的に必要な方に、福祉用具等の貸出しをします。

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

対象者	・けがや病気、通院、旅行等で一時的に福祉用具等が必要な方 ・福祉用具等の貸与、支給までの期間に福祉用具等が必要な方
費　用	無　料
対象福祉用具	・車いす　・歩行器　・杖　・スロープ　・入浴補助用具　など
貸出期間	貸出日より30日間　**＊延長申請により同一年度内で最大 90 日間まで可能**
必要なもの	・申請書（社会福祉協議会窓口にあります）　・印鑑
申請・問合せ	**日進市社会福祉協議会**　☎ **0561-73-4885**　FAX **0561-73-4954**

補装具費の支給

身 療 精

◆障害により失われたり低下したりした身体機能を補うための機器等を購入・修理（条件により一部借受け）するための費用を支給します。（治療用装具とは手続きが異なりますのでご注意ください。）

対象者 所得制限があります	身体障害者手帳をお持ちの方、または難病等により障害のある方 **＊障害の部位や程度により補装具の交付に制限があります。また、介護保険に該当する方については、一部の補装具は介護保険による貸与となります。** **＊軽度･中等度難聴児の補聴器購入費等の助成については28ページをご参照ください。**
対象補装具	・義手　・義足　・装具　・座位保持装置　・盲人用安全つえ ・義眼　・補聴器　・車いす　・電動車いす　・歩行器 ・重度障害者意思伝達装置　など
自己負担額	品目ごとの基準額の範囲内において**定価の１割** ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。 **＊負担が重くならないよう、世帯の所得に応じて支払う費用の上限を設けています。**
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳 ・医師の意見書　・見積書　・個人番号カードもしくは通知カード ・窓口に申請にいらっしゃる方の本人確認書類 ・代理人による手続きの場合は、代理権の確認できる書類　など **＊必ず購入・修理する前に申請の手続きを行ってください。** **購入後の申請は対象になりません。** **＊見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。**
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749**　FAX **0561-72-4554**

軽度・中等度難聴児支援事業

18歳以下　身 療 精

◆身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成します。

対象者 所得制限があります	両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳以下の方 （18 歳の方は、18 歳に達した日の属する年度の末日まで）
助成額	実際の費用又は基準額のいずれか低い額の 3 分の 2 （上限額 37,000 円　両耳の場合は 74,000 円）
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑 ・医師の意見書（介護福祉課窓口にあります）　・見積書　など **＊必ず購入・修理する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。** **＊見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。**
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ 0561-73-1749　FAX 0561-72-4554

日常生活用具の給付

身 療 精

◆重度の障害のある方に、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付します。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方、難病等により障害のある方、小児慢性特定疾病の方 **＊障害の部位や程度により給付の条件が異なります。また、介護保険に該当する方については、一部の用具は介護保険による給付となります。**
対象用具	29 ページをご覧ください。
自己負担額	品目ごとの基準額の範囲内において**定価の１割**（ストーマ用装具は 0.5 割）ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。 **＊負担が重くならないよう、世帯の所得に応じて支払う費用の上限を設けています。**
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳 ・見積書　・用具のカタログ　など **＊必ず購入する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。** **＊見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、必ず事前にお問い合わせください。** **＊障害者手帳で判断できない場合、医師の意見書を求めることがあります。**
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ 0561-73-1749　FAX 0561-72-4554

日常生活用具一覧表

障　害	品　　目
視覚障害	◆ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ◆ 視覚障害者用 IC タグレコーダー ◆ 視覚障害者用活字文書読上げ装置　◆ 視覚障害者用拡大読書器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア） ◆ 点字ディスプレイ　◆ 点字図書 ◆ 点字タイプライター　◆ 点字器 ◆ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ◆ 盲人用音声式体温計　◆ 盲人用時計　◆ 盲人用体重計 ◆ 電磁調理器
聴覚障害	◆ 聴覚障害者用屋内信号装置　◆聴覚障害者用通信装置（ファックス機） ◆ 聴覚障害者用情報受信装置 ◆ 点字ディスプレイ（視覚障害との重度重複障害の場合）
上肢機能障害	◆ 特殊便器　◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器）
下肢機能障害 **体幹機能障害**	◆ 特殊マット　◆ 特殊寝台　◆ 特殊尿器　◆ 便器　◆ 訓練いす ◆ 携帯用会話補助装置　◆ 入浴担架　◆ 入浴補助用具 ◆ 移動用リフト　◆ 移動・移乗支援用具　◆ 体位変換器 ◆ Ｔ字状・棒状のつえ　◆ 頭部保護帽　◆ 特殊寝台（貸与）
平衡機能障害	◆ 移動・移乗支援用具　◆ Ｔ字状・棒状のつえ　◆ 頭部保護帽
音声言語機能障害	◆ 携帯用会話補助装置　◆ 人工喉頭（笛式・電動式） ◆ 聴覚障害者用通信装置（ファックス機）
じん臓機能障害	◆ 透析液加温器
呼吸器機能障害	◆ パルスオキシメーター　◆ ネブライザー　◆ 電気式たん吸引器
ぼうこう･直腸機能障害	◆ ストーマ装具（消化器系、尿路系、洗腸用具） ◆ 紙おむつ等　◆ 収尿器
知的障害	◆ 特殊マット　◆ 特殊便器　◆ 頭部保護帽　◆ 電磁調理器 ◆ 情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア） ◆ 火災警報器　◆ 自動消火器
その他	◆ 火災警報器　◆ 自動消火器　◆ 酸素ボンベ運搬車　◆ 収尿器 ◆ 紙おむつ等　◆ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） **（事前にリフォームヘルパーの相談、助言が必要です。）** **＜小児慢性特定疾病の方は、下記の用具が給付対象となります。＞** ◆ 便器　◆ 特殊マット　◆ 特殊尿器　◆ 特殊便器　◆ 特殊寝台 ◆ 歩行支援用具　◆ 入浴補助用具　◆ 体位変換器　◆ 頭部保護帽 ◆ 車いす（電動以外）　◆ クールベスト　◆ 紫外線カットクリーム ◆ 電気式たん吸引器　◆ ネブライザー　◆ パルスオキシメーター

※ 品目によって、障害者手帳の等級、治療内容、年齢、世帯など障害のある方の状況が条件になります。詳細は事前にお問い合わせください。

紙おむつ助成金の支給

日進市の制度です　身 療 精

◆在宅生活を送っている障害のある方で、紙おむつが必要な方に助成金を支給します。

対象者	在宅で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害があるために紙おむつが必要な方 **＊3歳未満のお子さんおよび、介護保険に該当する方、入院中、施設入所中の方は対象外となります。**
支給額	1ヶ月の紙おむつ購入代金（助成対象額）の**9割**（年4回に分けて支給します） **＊ただし、助成対象額は月額5,000円を上限とします。**
必要なもの	・認定申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳　・通帳
申請の流れ	① 介護福祉課窓口で認定申請手続きをします。 ② 後日「紙おむつ支払い証明書」を送付します。 ③ **所定の薬局・薬店**で紙おむつを購入し、「紙おむつ支払い証明書」に証明印をもらいます。 ④ 支給月（7月、10月、1月、4月）の10日までに、証明印のある「紙おむつ支払い証明書」と印鑑をお持ちのうえ、介護福祉課窓口へ支給申請してください。
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749**　FAX **0561-72-4554**

車いす専用車の貸出

身 療 精

◆車いす利用の方が、病院への通院や入退院時、又は外出されるときなどに、車いす専用車の貸出しをします。　＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

対象者	車いす利用者で運転手を確保できる方
貸出期間	2営業日以内（受付は月曜日～土曜日の午前8：30～午後5：15まで）
費　用	無　料 **＊利用距離に応じて燃料費を負担していただきます。** **＊2営業日にわたって使用する場合は、ガソリンを満杯にした上で返却してください。**
必要なもの	・申請書（社会福祉協議会窓口にあります）　・印鑑　・免許証（運転者）
申請・問合せ	**日進市社会福祉協議会**　☎ **0561-73-4885**　FAX **0561-73-4954**

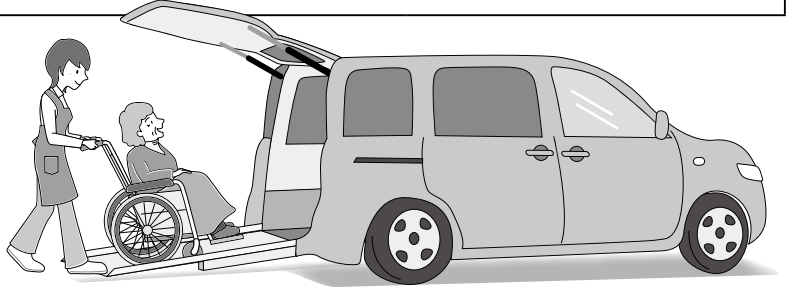

福祉機器リサイクル事業

身 療 精

◆不要となった福祉機器をお持ちの方にご登録いただいて、必要な方へ紹介します。

＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

対象者	福祉機器を譲りたい方、譲り受けたい方	
費　用	登録は無料	
申請・問合せ	**日進市社会福祉協議会**	**☎ 0561-73-4885** **FAX 0561-73-4954**

家具転倒防止金具支給・取付事業

身 療 精

◆地震対策のため、障害のある方および高齢者の方のみでお住まいの家庭に、家具の転倒防止金具を支給し、取り付けます。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯 ・65 歳以上のひとり暮らしの方および 65 歳以上の方のみの世帯 ・中学生以下のお子さんのいる母子家庭
費　用	無　料　**＊対象となる家具は主として起居する部屋（寝室・居間など）に置かれたものに限り、４つまでを対象とします。**
必要なもの	・申請書（危機管理課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳 ・世帯全員の年齢が確認できるもの　・家具の配置図　など
手続きの流れ	申請いただいた後、訪問調査を行います。転倒防止金具の取付は、調査後に再度訪問し、行います。
申請・問合せ	**危機管理課**　**☎ 0561-73-3279** **FAX 0561-74-0258**

リフォームヘルパーの派遣

身 療 精

◆障害のある方のために住宅環境の改善を考えている方の家をリフォームヘルパーが訪問し、本人の状況に適した改善に向けての相談、助言を行います。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる家庭 **＊ただし、介護保険対象者を除きます。**	
費　用	無　料	
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**	**☎ 0561-73-1749** **FAX 0561-72-4554**
	日進市障害者相談支援センター	**☎ 0561-72-0853** **FAX 0561-75-6615**

＊リフォームヘルパーの派遣前に調査に伺わせていただきますので、まずは介護福祉課・日進市障害者相談支援センターまでお問い合わせください。

寝具洗濯乾燥サービス

身 療 精

◆ご自分で布団を干すことができない方の布団を水洗いします。
（年に 2 回、対象者 1 人につき実施月に 5 枚まで）

対象者	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定の方で、虚弱、疾病などにより援護を要する方
費　用	◆掛け布団・敷布団　300 円 /1 枚　　◆毛布　１00 円 /1 枚
実施月	7 月・12 月（12 月に実施できなかった方のみ 3 月に実施）
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）**＊民生委員の意見が必要です。** ・印鑑　　・障害者手帳
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**（障害者）　☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**
	介護福祉課　介護保険係（高齢者）　☎ **0561-73-1495** FAX **0561-72-4554**

エコサポート

身 療 精

◆家庭から出されるごみや資源（粗大ごみを除く）を所定の場所までひとりで持ち出すことが困難な方に、ごみ出しなどを支援します。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方でひとり暮らしの方 ・満 65 歳以上で介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの方 ・上記に準ずる世帯 **＊親族や近隣の方に協力を得ることができない方に限ります。**
費　用	無　料
手続き	申請いただいた後、訪問調査を行い、実施の可否を決定します。
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**（障害者）　☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**
	介護福祉課　介護保険係（高齢者）　☎ **0561-73-1495** FAX **0561-72-4554**

粗大ごみのFAX申込み

身 療 精

◆聴覚に障害があるため、電話で粗大ごみの申込みを行うことが困難な方にご利用いただけます。

対象者	聴覚に障害のある方
手続き	申込書に必要事項を記入し、環境課ごみ減量推進係へ FAX で送信してください。**＊申請書の様式は日進市のホームページまたは環境課にあります。**
申請・問合せ	**環境課　ごみ減量推進係　　FAX 0561-72-4603**

意思疎通支援

身 療 精

◆聴覚障害のある方などに対して、手話通訳者や要約筆記者を無料で派遣し、意思疎通のお手伝いをします。

種　類		内　容	問合せ
手話通訳	**議会傍聴手話通訳**	聴覚に障害のある方が、本会議、委員会の傍聴を希望される場合は、手話通訳を利用することができます。事前にお問い合わせください。	議事課 ☎ 0561-73-5923 FAX 0561-74-0650
手話通訳・要約筆記	**意思疎通支援者の派遣**	聴覚障害、音声・言語機能障害のある方および、それらの方とコミュニケーションを図る必要がある方に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。(派遣者の交通費等を実費でいただく場合があります。) **利用例：住民票手続き、病院の診察など** ＊その他特に必要と認める場合もご利用いただけますのでお問い合わせください。	介護福祉課　障害給付係 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554

点訳・音訳など

身 療 精

◆障害のある方などに対して、広報紙などの点訳本や音訳カセットテープなどを無料でお渡しまたは貸出ししています。

種　類		内　容	問合せ
音訳	日進市広報 **『広報にっしん』**	デイジー版 CD または音訳カセットテープをお渡ししています。	秘書広報課 ☎ 0561-73-3149 FAX 0561-72-8861
音訳	障害福祉ガイドブック **『にっしんの福祉』**	デイジー版 CD や音訳カセットテープをお渡ししています。	介護福祉課　障害給付係 ☎ 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
音訳	**行政資料の音訳**	ごみの出し方や保健センターガイドなどのデイジー版 CD や音訳カセットテープをお渡ししています。 **対象者:『広報にっしん』の音訳を利用している方**	地域福祉課　地域支援係 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554
点訳・音訳	市議会広報 **『にっしん市議会だより』**	点訳本の閲覧やデイジー版 CD を送付しています。音声データはホームページでも掲載しています。	議事課 ☎ 0561-73-5923 FAX 0561-74-0650
点訳・音訳	社会福祉協議会広報 **『福祉だより』**	点訳本や音訳カセットテープの送付をしています。	社会福祉協議会 ☎ 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954
音声コード・音訳	愛知県広報 **『広報あいち』**	・音声コード化したものをお渡ししています。 ・音訳カセットテープの貸出しをしています。	地域福祉課　地域支援係 ☎ 0561-73-1484 FAX 0561-72-4554
点訳・音訳など	**図書館**	・視覚障害者、視覚による表現の認識に障害をお持ちの方に録音図書・点字図書の貸出しと対面朗読を行います。 ・障害や高齢のため来館困難な方に本の郵送・宅配貸出しを行います。	図書館 ☎ 0561-73-4123 FAX 0561-73-6224

6 緊急時の支援など

急病や事故、地震などの災害時など、緊急を要するような事態が起きた場合などに、障害のある方を支援するシステムがあります。

緊急通報システムの設置

身 療 精

◆消防署に直接つながる電話機を設置し、ひとり暮らしの障害のある方に急病や事故といった事態が起きた場合に、適切な援助・救助を行います。

対象者	ひとり暮らしの障害のある方（緊急時に通報が困難な方）	
設置費用	無　料	
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）**＊民生委員の証明が必要です。** ・印鑑　　・障害者手帳 **＊通報の際にご自宅を訪ねることのできる協力員の方を３名確保してください。**	
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**（障害者）	☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**
	介護福祉課　介護保険係（高齢者）	☎ **0561-73-1495** FAX **0561-72-4554**

災害時要援護者地域支援制度

身 療 精

◆災害が発生した場合に避難に時間を要し、もしくは自力で避難することが困難な方を、地域の方が支援する地域の助け合い（見守り・共助）の制度です。

対象者	障害のある方、要介護３～５の方、ひとり暮らしの高齢者など、災害時に地域における安否確認や避難支援などが必要な方	
手続き	希望する場合は、所定の申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。	
申請・問合せ	**危機管理課**	☎ **0561-73-3279** FAX **0561-74-0258**
	地域福祉課　地域支援係	☎ **0561-73-1484** FAX **0561-72-4554**

聴覚や言語に障害のある方を対象とした緊急通報システム

NET119 システム

身 療 精

◆聴覚障害等のある方が、外出先等自宅以外の場所からも携帯電話やスマートフォンにより救急・火事・事故等の緊急通報を行うことができるシステムです。

対象者	電話（音声）による 119 番通報が困難な方
必要なもの	・申請書（地域福祉課窓口および尾三消防本部にあります） ・登録に使う携帯電話またはスマートフォン
手続き	申請書を直接尾三消防本部へ提出し、利用登録を行います。 **＊利用登録の受付は、尾三消防本部のみとなります。**
申請・問合せ	**尾三消防本部　指令課** 東郷町大字諸輪字曙 18 ☎ **0561-38-5119** FAX **0561-38-4119** メール **shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp**

FAX110番システム・Web110番システム

身 療 精

◆聴覚障害等のある方が、文字による対話形式で、リアルタイムに近い通報を行うことができるシステムです。（愛知県内の通報に限ります。）

対象者	電話（音声）による 110 番通報が困難な方
FAX110番システム **FAX 番号**	**0120-110-369**（FAX 専用番号） FAX により緊急事態を通報する方法です。
Web110番システム **サイト（URL）**	**http://www.ap-web110.jp** Web 対応の全ての携帯電話から利用できます。 （ただし、2002 年以降に発売された携帯電話とします。）
問合せ	**愛知県警察本部　地域部　通信指令課** ☎ **052-951-1611** ＊ FAX 番号が必要な場合はお問い合わせください。

障害のある人に支給される年金がありますか?

7 年金・貸付など

障害のある方には、障害と認定された時期や障害の程度などによって年金が支給される場合があります。また、障害のある方への貸付制度もあります。 ＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

障害基礎年金

20歳以上 身 療 精

◆国民年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者	国民年金法に定める障害の等級に該当し、次のいずれかの要件を満たしている方（障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。） ・初診日に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に 60 歳以上 65 歳未満で、日本国内に住所があり、かつ保険料の納付要件を満たしていること ・初診日に 20 歳未満であること（所得制限があります）	
年金額	障害等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
	1 級	**974,125** 円 / 年＋子の加算額
	2 級	**779,300** 円 / 年＋子の加算額
申請・問合せ	**保険年金課　年金係**	**☎ 0561-73-1450** **FAX 0561-72-4554**
	昭和年金事務所	**☎ 052-853-1463** **FAX 052-853-3700**

障害厚生年金

20歳以上 身 療 精

◆厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障害がある状態になった時などに、年金が支給されます。

対象者	次のすべての要件を満たしている方 ・初診日に厚生年金に加入していること ・障害認定日において厚生年金保険法に定める障害の等級に該当すること（障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。） ・障害基礎年金（国民年金）の保険料の納付要件を満たしていること	
年金額	障害等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
	1 級	報酬比例の年金額× 1.25＋配偶者加給年金額
	2 級	報酬比例の年金額× 1.00＋配偶者加給年金額
	3 級	報酬比例の年金額× 1.00（最低 584,500 円）
申請・問合せ	**昭和年金事務所**	**☎ 052-853-1463** **FAX 052-853-3700**

特別障害給付金

20歳以上 身 療 精

◆国民年金に加入しなかったことにより、障害基礎年金などが受給できない障害のある方に、福祉的措置として支給されます。

対象者 所得制限があります	国民年金に加入していなかった次のいずれかの期間に初診日があり、現在、障害基礎年金１・２級相当の障害に該当する方 （障害の等級は障害者手帳の等級とは異なります。） ・平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生だった期間 ・昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者だった期間	
年金額	障害等級（手帳の等級とは異なります）	支給額（物価変動に伴い変わる場合があります）
	１級	**51,650** 円 / 月
	２級	**41,320** 円 / 月
申請・問合せ	**保険年金課　年金係**	☎ **0561-73-1450** FAX **0561-72-4554**
	昭和年金事務所	☎ **052-853-1463** FAX **052-853-3700**

障害者扶養共済制度

身 療 精

◆障害のある方を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万が一（死亡･重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者	保護者が65歳未満で特別な疾病や障害がなく、障害のある方が次のいずれかに該当する方 ① 知的障害 ② 身体障害（身体障害者手帳１級から３級保持者） ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度と認められる方
掛金額	加入時の年齢に応じ、月額　**9,300** 円から **23,300** 円（1口）
年金額	月額　**20,000** 円（1口加入の場合）
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749**　FAX **0561-72-4554**

生活福祉資金（貸付制度）

身 療 精

◆障害のある方の世帯を対象に、自立した日常生活を送ることができるよう、一時的に必要な資金を貸付します。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ	**日進市社会福祉協議会**	☎ **0561-73-4885** FAX **0561-73-4954**

家族に障害がある場合、税金などは減免されますか?

8 税金・公共料金等の減免など

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ税金などが減免される場合があります。＊手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

所得税・住民税の控除

身 療 精

◆障害のある方が、所得税や住民税の納税義務者本人または控除対象配偶者や扶養親族である場合、所得控除を受けることができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または扶養している方		
控除額	障害者控除	・身体障害者手帳３級から６級 ・療育手帳Ｂ・Ｃ判定 ・精神障害者保健福祉手帳２・３級	**所得税** **270,000**円 **住民税** **260,000**円
	特別障害者控除	・身体障害者手帳１・２級 ・療育手帳Ａ判定 ・精神障害者保健福祉手帳１級	**所得税** **400,000**円 **住民税** **300,000**円
	＊控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、同居を常況としている場合は所得税は 350,000 円、住民税は 230,000 円加算されます。 **＊住民税は、障害のある方本人の合計所得金額が 125 万円以下の場合は課税されません。**		
手続き	年末調整や確定申告等の際に手続きしてください。		
申請・問合せ	**＜所得税＞ 昭和税務署**		**☎ 052-881-8171** **聴覚障害者専用FAX 052-951-4614**
	＜住民税＞ 税務課　市民税係		**☎ 0561-73-4094** **FAX 0561-73-8024**

国民健康保険税の減免

身 療 精

◆障害のある方が、国民健康保険に加入している納税義務者であり、前年中の総所得金額が 200 万円以下である場合に、国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象者	・身体障害者手帳１級から３級、4級（腎臓機能障害）、４級から６級（進行性筋萎縮症） ・精神障害者保健福祉手帳１級、２級 ・療育手帳Ａ・Ｂ判定（IQ50 以下） ・自閉症状群（アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む）と診断されている方
減免額	減免申請日後に到来する当該年度納期分　100 分の 20
手続き	７月末日までに障害者手帳等・印鑑・身分証明書を持参して申請をしてください。 **＊年度途中でも申請できます。ご不明な点はお問い合わせください。**
申請・問合せ	**保険年金課　国保係**　　**☎ 0561-73-1420** **FAX 0561-72-4554**

自動車取得税・自動車税の減免

身 療 精

手続き	・詳細は各県税事務所へ直接お問い合わせください。	
申請・問合せ	**<自動車取得税> 名古屋東部県税事務所** （軽自動車も含む）	**☎ 052-953-7865** **FAX 052-953-7722**
	<自動車税> 名古屋南部県税事務所	**☎ 052-682-8924** **FAX 052-682-8910**

軽自動車税の減免

身 療 精

◆障害のある方（障害のある方が18 歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、生計を一にする方を含む）**が軽自動車等を所有される場合、税金の減免の制度があります。**

対象者	手帳の種類（障害の区分）		障害のある方が運転	障害のある方と生計を一にする方などが運転
	身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 4 級	1 級から 4 級
		聴覚障害	2 級・3 級	2 級・3 級
		平衡機能障害	3 級	3 級
		音声機能障害	3 級（喉頭摘出者のみ）	
		上肢不自由	1 級・2 級	1 級・2 級
		下肢不自由★	1 級から 6 級	1 級から 3 級
		体幹不自由	1 級から 3 級・5 級	1 級から 3 級
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 上肢機能	1 級・2 級	1 級・2 級
		乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 移動機能★	1 級から 6 級	1 級から 3 級
		心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障害	1 級から 4 級	1 級から 3 級
		免疫機能障害・肝臓機能障害	1 級から 4 級	1 級から 3 級
	療育手帳			A 判定
	精神障害者保健福祉手帳			1 級

＊軽自動車等の所有者は、障害のある方本人に限ります。（障害のある方が 18 歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は除きます）
＊障害のある方 1 人につき 1 台のみ減免を受けることができます。
＊身体障害が 2 つ以上ある場合、減免の対象になるかどうかについてはそれぞれの等級で判断します。
＊★印の障害の等級が 7 級であり、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障害の等級を 6 級とみなします。

手続き	・詳細は税務課市民税係へ直接お問い合わせください。	
申請・問合せ	**<軽自動車税> 税務課　市民税係**	**☎ 0561-73-4094** **FAX 0561-73-8024**

ＮＨＫ受信料の減免

身 療 精

◆障害のある方がいる世帯の受信料が減免されます。

対象者 所得制限があります	半額免除	・視覚障害または聴覚障害の方が世帯主で、受信契約者である世帯 ・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が世帯主で、受信契約者である世帯
	全額免除	・障害者手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税が非課税である世帯
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**	**☎ 0561-73-1749** **FAX 0561-72-4554**
	ＮＨＫ（ナビダイヤル）	**☎ 0570-077-077** **FAX 045-522-3044**

9 交通に関する助成など

障害の種別や程度により、運賃などが割引になる場合があります。

くるりんばす利用の割引

日進市の制度です　身 療 精

◆障害のある方がくるりんばすを利用するとき、本人と付き添いの方 1 人の運賃が無料になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証をお持ちの方と付き添いの方１名
割引運賃	無　料（生活安全課で「無料パスカード」の交付を受けてください。）
手続き	降車の際に、無料パスカードを運転手に提示してください。
申請・問合せ	**生活安全課　交通対策係**　☎ **0561-73-3249** FAX **0561-74-0258**

タクシー料金助成･リフト付タクシー料金助成

日進市の制度です　身 療 精

◆障害のある方がタクシーを利用するとき、運賃の一部を助成します。

助成種別	タクシー料金助成	リフト付タクシー料金助成
対象者	身体障害者手帳1~3級の方、療育手帳A･B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1･2級の方	身体障害者手帳の交付を受け次の障害が1~3級の方で、移動に車いすやストレッチャーを使用している方 **･下肢障害　･体幹機能障害　･乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害**（移動機能障害に限る）
助成内容	1乗車1枚650円まで、年間48枚交付	1乗車1枚2,000円まで、年間24枚交付
対象タクシー	一般車両及び福祉車両	昇降機を用いて車いす又はストレッチャーを使用した状態で乗車することができるタクシーに限ります。（スロープ式のタクシーは不可。）
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳	
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**	

＊リフト付タクシー料金助成の対象者は、タクシー料金助成との選択制です。

障害者タクシー運賃割引制度

身 療 精

◆障害のある方がタクシーを利用するとき、料金を割引します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
助成額	メーター料金の１割　　**＊タクシー料金助成との併用もできます。**
手続き	料金を支払う際に、手帳を提示してください。
申請・問合せ	**各タクシー会社**

くるりんばす

各交通機関の割引

身 療 精 一部対象あり

◆障害のある方が鉄道、バス、旅客機などを利用するとき、割引が適用されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 **＊旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第 1 種又は第 2 種の記載のあるもの** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（対象にならない機関もあります。）
手続き	乗車券をご購入の際に、手帳を提示してください。
申請・問合せ	**各交通機関**

JR（鉄道･バス）

■ JR 東海テレホンセンター　☎ 050-3772-3910
■ JR 東海バス　☎ 0570-048939
＊ FAX 番号が必要な場合はお問い合わせください。

区分		対象者	条件・割引率など 身 療
鉄道	普通乗車券	本人のみ乗車	片道の営業キロが 100 キロメートルを超える場合 **5 割引**
		介護者同伴	第 1 種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：片道の営業キロが 100 キロメートルを超える場合 本人のみ **5 割引**
	定期乗車券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	第 1 種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：本人が 12 歳未満の場合、本人と介護者ともに **5 割引** ＊小児の定期乗車券は割引なし
	普通回数券 普通急行券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	第 1 種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：割引なし
バス	普通運賃	本人のみ乗車 介護者同伴	第 1 種：本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：本人のみ **5 割引**

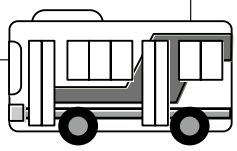

名鉄（鉄道･バス）

■名鉄お客さまセンター
☎ 052-582-5151　FAX 052-581-9270

区分		対象者	条件・割引率など 身 療
鉄道	普通乗車券	本人のみ乗車	片道の営業キロが 100 キロメートルを超える場合 **5 割引**
		介護者同伴	第 1 種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：片道の営業キロが 100 キロメートルを超える場合 本人のみ **5 割引**
	定期乗車券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	第 1 種：営業キロに関係なく、本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：本人が小児の場合、介護者のみ **5 割引** ＊小児の定期乗車券は割引なし
	身体障害者割引 知的障害者割引 回数券	本人のみ乗車	割引なし
		介護者同伴	発売する区間の普通旅客運賃を10倍した額の**5 割引**（1 組 11 枚）
区分		**対象者**	**条件・割引率など 身 療 精**
バス	普通乗車券	本人のみ乗車	第 1 種：本人と介護者ともに **5 割引** 第 2 種：本人のみ **5 割引** 1･2 級（精神）：本人と介護者ともに **5 割引** 3 級（精神）　：本人のみ **5 割引**
		介護者同伴	
	定期乗車券	本人のみ乗車	第 1 種：本人と介護者ともに **3 割引** 第 2 種：本人のみ **3 割引** 1･2 級（精神）：本人と介護者ともに **3 割引** 3 級（精神）　：本人のみ **3 割引** ＊小児の定期乗車券は割引なし
		介護者同伴	

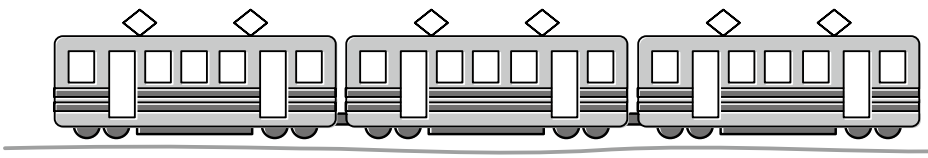

名古屋市営（地下鉄・バス）

■市バス・地下鉄テレホンセンター　☎ 052-522-0111
■名古屋市交通局 営業課　FAX 052-972-3901

区分	対象者	条件・割引率など　身 療 精	
地下鉄・バス	本人のみ乗車	**5 割引**	＊写真付き手帳のみ割引対象となります
	介護者同伴	本人と介護者ともに **5 割引**	

＊割引用マナカについては名古屋市交通局へ、直接お問い合わせください。

航空運賃

区分	対象者	条件・割引率など（国内線のみ）　身 療	
各航空会社	本人のみ乗車	第１種：本人と介護者ともに**割引**	＊割引率は各航空会社によって異なります。
	介護者同伴	第２種：本人のみ**割引**	

有料道路割引制度

身 療 精

◆障害のある方が有料道路を利用するとき、通行料の割引を行います。

対象者	身体障害者手帳（1 種・2 種）、療育手帳（1 種）をお持ちの方 **＊旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が２種の方は、本人運転のみです。**
注意事項	**・利用できる車は１台に限られています。** **・車の所有者は本人または親族。**（ローン・長期リースの場合は使用者が本人または親族） **・障害のある方などの勤務する会社の車**（自営含む）**は認められません。**
割引額	通常料金の５割　**＊ETC を利用しない場合は料金所で手帳を提示してください。**
有効期限	２年間（初回または変更の申請をした日から本人の２回目の誕生日） **＊更新手続きは有効期限の２か月前からできます。**
必要なもの	・障害者手帳　・車検証　・免許証（旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が２種の方） **＊ ETC を利用する場合は下記のものも必要になります。** ・ETC カード（障害のある方本人名義のもの。ただし 20 歳未満の未成年者は除く） ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749**　FAX **0561-72-4554**

身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身 療 精

◆障害のある方が運転免許を取得した場合、かかった費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、自ら運転する方 **＊詳しくはお問い合わせください。**
助成額	実際にかかった費用の３分の２（限度額 100,000 円）
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳 ・免許証　・実績証明書（介護福祉課窓口にあります） **＊運転免許を取得してから６ヶ月以内に申請してください。**
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　☎ **0561-73-1749**　FAX **0561-72-4554**

身体障害者自動車改造費の助成

身 療 精

◆身体に障害のある方が自動車に乗る際、運転しやすいように改造するための費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、「免許の条件」が付されている方 **＊対象者自らが所有する車に限ります。**
助成額	限度額 **100,000** 円（税込み）　　**＊所得制限があります。**
必要なもの	・申請書（介護福祉課窓口にあります）　・印鑑　・障害者手帳 ・所得状況届（介護福祉課窓口にあります）　・免許証　・見積書 **＊必要に応じ、所得証明書などの提出を求める場合があります。**
申請・問合せ	**介護福祉課　障害給付係**　　**☎ 0561-73-1749** **FAX 0561-72-4554**

身体障害者等駐車禁止除外標章

身 療 精

◆歩行が困難な障害のある方が自ら運転するとき、または家族が運転する車に同乗するとき、駐車禁止の指定がされている場所に、やむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

対象者	手帳の種類（障害の区分）		障害の等級
	身体障害者手帳 視覚障害		1級から4級の1【4級の2】
	聴覚障害		2級・3級
	平衡機能障害		3級
	上肢不自由		1級・2級の1または2級の2
	下肢不自由		1級から4級
	体幹不自由		1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級（一上肢のみの運動機能障害は除く）
		移動機能	1級・2級【3級・4級】
	心臓機能障害		1級・3級【4級】
	じん臓機能障害		1級・3級
	呼吸器機能障害		1級・3級【4級】
	ぼうこう、または直腸の機能障害		1級・3級
	小腸機能障害		1級・3級
	肝臓機能障害		1級から3級
	免疫機能障害		1級から3級【4級】
	療育手帳		A判定
	精神障害者保健福祉手帳		1級
	小児慢性特定疾患児手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方
	＊【】内の等級で、新規に申請される方は指定医の意見書・診断書が必要です。 **＊ 上記の交付基準以外の方でも、指定医が歩行困難により社会での日常生活活動が著しく制限されると認めた場合は、指定医の意見書・診断書を添付することで申請が可能です。**		
必要なもの	・障害者手帳およびその写し **＊写しには、手帳に記載された「写真･氏名等」「障害名と等級」および「現住所」を記載してください。** ・印鑑 ・代理人（家族）による申請の場合、本人との関係がわかる書類　など		
申請・問合せ	**愛知署交通課**　　**☎ 0561-39-0110** ＊ FAX 番号が必要な場合はお問い合わせください。		

公共施設を利用する際の利用料の割引はありますか?

10 公共施設の利用料減免など

障害者手帳を提示することで、施設の利用料などが割引になる場合があります。

日進市スポーツセンター

身 療 精

◆障害のある方が日進市スポーツセンター内の施設を利用するとき、利用料が無料になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
減免額	利用料全額
手続き	**<トレーニング室をご利用の場合>** ・お申込みの際に障害者手帳等をご提示いただくと、定期券（１カ月券）を発行します。 **<競技場などを複数の方でご利用の場合>** ・利用者の半数以上の方が障害者手帳等をお持ちの場合、減免の対象となります。お申込みの際に全員の手帳をご提示ください。 **＊施設のご利用にあたっては、事前に利用者登録が必要となります。**
申請・問合せ	**日進市スポーツセンター**　☎ 0561-75-1888　FAX 0561-75-1400

愛知県口論義運動公園

身 療 精

◆障害のある方が温水プールを利用するとき、利用料が無料になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその介護者 **＊介護者は障がいのある方一人につき１名まで**
減免額	利用料全額
手続き	プール受付窓口に手帳を提示してください。
申請・問合せ	**愛知県口論義運動公園**　☎ 0561-73-8959　FAX 0561-74-0827

11 障害福祉サービス

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障害福祉サービスとして、ホームヘルプやショートステイなど、障害のある方が地域で自立した生活を送るための様々なサービスを提供しています。

障害福祉サービスを受けるまでの流れ

◆サービスを利用する方の障害の程度や状況、生活環境等により、サービスの種類や利用料が定められます。サービスを利用する場合は「受給者証」の交付手続きが必要となります。（サービスの種類と内容については 46 、47 ページをご覧ください。）
＊介護保険に該当する方については、一部のサービスは介護保険優先となります。

❶ 相　談

受けたいサービスや生活での困り事がある場合は、障害者相談支援センター等の相談支援事業所に相談してください。障害福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請手続きを行います。

❷ サービスの申請・アセスメント

市が申請の内容を確認し、必要に応じて区分認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取りをする区分認定調査等を行うとともに、市からサービス等利用計画案の作成が依頼されます。

❸ サービス等利用計画案

指定特定相談支援事業所と契約を結び、相談支援専門員がアセスメントの状況を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた**サービス等利用計画案**の作成を依頼し、市に提出します。

❹ 決定・交付

サービス等利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリング期間等が決定され、**受給者証**が交付されます。

❺ 事業所と契約

サービスの提供を行っている事業所と契約を結びます。

❻ サービスの利用開始

契約に基づき、サービスの利用を開始します。事業所では、専門員が作成した**個別支援計画**に基づきサービスが提供されます。

❼ モニタリング

相談支援専門員が、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するための**モニタリング**を行い、必要に応じて、申請の変更を行います。

＊ご利用になるサービスにより、手順が異なる場合もあります。

★障害福祉サービスに関するお問い合わせは

介護福祉課　障害給付係　☎ 0561-73-1749　FAX 0561-72-4554
こども課　療育支援係　☎ 0561-73-4182　FAX 0561-72-4603
日進市障害者相談支援センター　☎ 0561-72-0853　FAX 0561-75-6615

障害福祉サービスの種類と内容

＊利用条件等詳細については お問い合わせください。

全国共通のサービス

障害福祉サービスの受給者証 が必要です。

◆訪問系サービス

名　　称	内　　容	年齢制限
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	なし
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある方に、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	18 歳以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
自立生活援助 （平成 30 年４月～）	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で一人暮らしを希望する方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。	

◆居住系サービス

名　　称	内　　容	年齢制限
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談や日常生活上の援助を行います。また、必要な場合は入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	18 歳以上
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

◆日中活動系サービス

名　　称	内　　容	年齢制限
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	なし
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	18 歳以上
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 （Ａ型＝雇用型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援 （平成 30 年４月～）	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	

◆相談支援系サービス

名　　称	内　　容	年齢制限
計画相談支援	障害のある方の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」の作成や適切な支援となっているか確認する「モニタリング」、関係機関との調整などの支援を行います。	18 歳以上
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居確保に関することなど、地域生活に移行するため必要な相談支援を行います。	
地域定着支援	ひとり暮らし等の方に対して、連絡体制を確保し、障害特性に起因する緊急時の緊急訪問や緊急対応等を行います。	
障害児相談支援	障害のあるお子さんに対するサービス利用計画等の作成やモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。	18 歳未満

◆通所サービス（障害児通所支援）

名　　称	内　　容	年齢制限
児童発達支援	障害のあるお子さんが児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練等を行います。	18 歳未満
医療型児童発達支援	肢体不自由のお子さんが医療型児童発達支援センター等に通い、児童発達支援や治療を行います。	
居宅訪問型児童発達支援 （平成 30 年 4 月～）	外出することが著しく困難な、重度の障害のあるお子さんに対して、居宅を訪問して、児童発達支援を行います。	
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のあるお子さんに対して、保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を行う者が、保育所等の施設に訪問して支援を提供します。	

日進市のサービス

日進市地域生活支援事業受給者証 が必要です。

名　　称	内　　容	年齢制限
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行っています。また、視覚障害のある方は、同行援護による支援を行っています。（46 ページ参照）	なし
地域活動支援センター事業	障害のある方に創作的活動、生産活動の機会を提供します。	
日中一時支援事業	障害のある方を介助している方の一時的な休息や、家族の就労のため日中介助することができない場合に、障害のある方を一時的に預かります。	
訪問入浴サービス事業	重度身体障害のある方で、介護者だけで入浴させることが困難な場合に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。	15 歳以上

福祉サービスを受けられる事業所は近くにありますか

12 市内の事業所案内

日進市内では、様々な事業所で障害福祉サービスを提供しています。
提供しているサービスの種類別に一覧表（50音順）にしました。

＊複数のサービスを提供している事業所については、主なサービスで分類しています。

全国共通のサービス

◆訪問系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
あい工房　ヘルパーステーション NPO法人 リビングサポートあいあいの家	日進市蟹甲町中島 40-2 ☎ 0561-41-9080　FAX 0561-41-9911	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護　・移動支援
ヘルパーサービス あんじゅの森 株式会社 アンジュ	日進市竹の山 1-2101 ☎ 0561-73-0327　FAX 0561-73-0839	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護　・移動支援
ヘルパーステーション 一会 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5536　FAX 0561-72-2581	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護　・移動支援
サンライフヘルパーステーション 有限会社 愛和	日進市米野木町追鳥 47-1 ☎ 0561-72-8461　FAX 0561-72-8462	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・移動支援
健やかネットワーク NPO法人 健やかネットワーク	日進市竹の山 1-2101 ☎ 0561-56-5155　FAX 0561-56-6005	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護　・移動支援
ニチイケアセンター浅田 株式会社 ニチイ学館	日進市浅田平子 1-110 ☎ 052-800-4551　FAX 052-800-4553	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護　・移動支援
ハートピースケア ハートピース株式会社	日進市岩崎台 1-2012 ☎ 0561-74-3550　FAX 0561-74-5638	・居宅介護 ・重度訪問介護

◆居住系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
上ノ山ホーム 社会福祉法人 名東福祉会	日進市浅田町上ノ山 12-1 ☎ 052-808-4878　FAX 052-808-4878	・共同生活援助
エル・コンフォート梅森 有限会社 アール・アイ・エス	日進市梅森町新田 134-136 ☎ 052-800-5523　FAX 052-800-5524	・短期入所
なしの木ホーム 社会福祉法人 ポレポレ	日進市折戸町梨子ノ木 28-157 ☎ 0561-56-0525　FAX 0561-56-0530	・共同生活援助 （平成 30 年 5 月開所予定）
日進の丘 有限会社 チェリッシュ企画	日進市梅森町新田 135-171 ☎ 052-800-0202　FAX なし	・共同生活援助 ・短期入所
ホームペガサス 社会福祉法人社 觀寿々会	日進市北新町殿ヶ池上 545-98 ☎ 0566-36-6012　FAX 0566-36-6015	・共同生活援助 （平成 30 年 4 月開所予定）
モチロホーム 社会福祉法人 きまもり会	日進市赤池町モチロ 61-141 ☎ 0561-75-5506　FAX 0561-72-2581	・共同生活援助
レジデンス日進 社会福祉法人 名東福祉会	日進市浅田町上納 58-4 ☎ 052-805-1003　FAX 052-805-1004	・施設入所支援 ・生活介護　・短期入所 ・就労継続支援（B 型） ・日中一時支援

◆日中活動系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
愛歩 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5506　FAX 0561-72-2581	・生活介護
あるく日進赤池 カタリスト株式会社	日進市赤池 4-102 ☎ 052-918-2124　FAX 052-918-2104	・就労移行支援 ・就労継続支援（B 型）
エール 株式会社 エール	日進市浅田町森下 70 ☎ 052-801-7003　FAX 052-801-7004	・就労継続支援（A 型）
かけはし アシストワークス株式会社	日進市浅田町森下12-1　浅井ビル2階 ☎ 052-800-2040　FAX 052-800-2041	・就労継続支援（A 型）
デイサービスセンター 咲 花 カルミア株式会社	日進市東山 5-304 ☎ 0561-72-6223　FAX 0561-72-6224	・生活介護
スローカフェ ゆったり 社会福祉法人 あじさいの会	日進市蟹甲町中島 3(日進市立図書館内) ☎ 0561-74-1943　FAX 0561-74-1943	・就労継続支援（B 型）
SOWHAT 一般社団法人　SOWHAT	日進市岩崎町新ラ田 125-10 ☎ 0561-72-6656　FAX 0561-72-6656	・就労継続支援（B 型）
ネクストステージ赤池 株式会社 グレイスコーポレーション	日進市赤池 5-1218 NKビル1 F ☎ 052-804-6177　FAX 052-804-6177	・就労継続支援（A 型）
ハーモニー 社会福祉法人 ポレポレ	日進市折戸町梨子ノ木 28-157 ☎ 0561-56-0525　FAX 0561-56-0530	・生活介護
ポレポレハウス 社会福祉法人 ポレポレ	日進市五色園 3-509 ☎ 0561-72-2175　FAX 0561-76-4550	・就労継続支援（B 型）
ゆったり工房 社会福祉法人 あじさいの会	日進市三本木町廻間 118-4 ☎ 0561-74-1943　FAX 0561-74-1943	・就労継続支援（B 型）

◆相談支援系サービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
地域相談支援センター あんじゅの森 株式会社 アンジュ	日進市竹の山 1-2101 ☎ 0561-73-0327　FAX 0561-73-0839	・特定相談支援
相談支援事業所 こころ NPO法人 リビングサポートあいあいの家	日進市蟹甲町中島 40-2 ☎ 080-5157-9080　FAX 0561-41-9911	・特定相談支援 ・障害児相談支援
日進市子ども発達支援センター すくすく園	日進市竹の山 4-301 ☎ 0561-74-5939　FAX 0561-75-6615	・障害児相談支援 ・保育所等訪問支援
日進市障害者相談支援センター 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会	日進市竹の山 4-301 ☎ 0561-72-0853　FAX 0561-75-6615	・特定相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

◆通所サービス（障害児通所支援）

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
児童デイサービス **アビーズジュニア** 有限会社 アール・アイ・エス	日進市米野木町福成 89-1 ☎ 0561-73-5251　FAX 0561-76-0073	・放課後等デイサービス
A Light 株式会社 セッテ	日進市浅田町森下 116-3 ☎ 052-680-7272　FAX 052-680-7282	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
おひさまルーム NPO法人 リビングサポートあいあいの家	日進市本郷町御器街道 1 ☎ 0561-72-8779　FAX 0561-76-8862	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
げんき 社会福祉法人 ポレポレ	日進市本郷町中島 768-3 ☎ 0561-72-2175　FAX 0561-76-4550	・放課後等デイサービス
放課後等デイサービス **コロネット** 株式会社 コースタル	日進市浅田平子 2-36 ☎ 052-893-6935　FAX 052-893-6945	・放課後等デイサービス
じゃんぐるじむ Jclass NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市浅田平子 1-110 ☎ 052-842-9181　FAX 052-842-9182	・放課後等デイサービス
日進市子ども発達支援センター **すくすく園**	日進市竹の山 4-301 ☎ 0561-74-5939　FAX 0561-75-6615	・児童発達支援
なかよしえがお 社会福祉法人 ポレポレ	日進市岩藤町上原 501-1 ☎ 0561-72-2175　FAX 0561-76-4550	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
バ ロ 一般社団法人 アーレの樹	日進市梅森台 4-66 ☎ 052-807-2585　FAX 052-846-7005	・放課後等デイサービス
双 葉 株式会社 まゆずみ	日進市栄 3-614 ☎ 0561-76-7230　FAX 0561-76-7253	・放課後等デイサービス
ポカラポットふじしま 株式会社ポカラ	日進市藤島町上田 3-1 ☎ 0561-58-1573　FAX 0561-58-1573	・放課後等デイサービス
デイサービス **ポレポレ** 社会福祉法人 ポレポレ	日進市北新町東相野山 1421-10 ☎ 0561-72-2175　FAX 0561-76-4550	・放課後等デイサービス
リブレイン Future Free Care 合同会社	日進市梅森台 3-117 ☎ 052-838-5955　FAX 052-838-5956	・放課後等デイサービス

日進市のサービス

事業所名	所在地・連絡先	サービスの種類
日中一時支援事業所**「愛歩」** 社会福祉法人 きまもり会	日進市蟹甲町中島 18 ☎ 0561-75-5506　FAX 0561-72-2581	・日中一時支援
じゃんぐるじむ Jクラブ NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市岩崎町大廻間 148-4 ☎ 0561-58-0612　FAX 0561-58-0671	・日中一時支援
じゃんぐるじむwonder.juku NPO法人 じゃんぐるじむ	日進市岩崎台 2-2206 ☎ 0561-42-4400　FAX 0561-42-4410	・地域活動支援センター
地域活動支援センター **ジョブサポ あさだ** 合同会社 ジョブ・サポート	日進市浅田町東田面 37-2 ☎ 052-728-0343　FAX 052-728-0343	・地域活動支援センター
わとと 社会福祉法人 ポレポレ	日進市岩藤町上原 501-1 ☎ 0561-72-2175　FAX 0561-76-4550	・地域活動支援センター

13 特別支援教育について

特別支援教育とは、特別な支援を必要とする全ての子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。発達障害のある子どもたちなど、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちも含め、それらの子どもたちが在籍する全ての学校で行われています。

小中学校における支援

市内の小中学校には、知的障害・情緒障害・肢体不自由の特別支援学級や通級指導教室が設置されており、特別な支援が必要な児童生徒に対してそれぞれに応じたきめ細かな指導を行っています。また、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、各関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口、担任への指導などの役割を担っています。

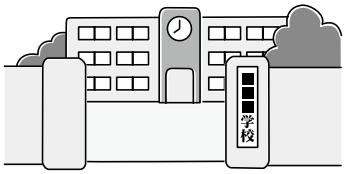

相談・問合せ	**学校教育課**	☎ **0561-73-4145** FAX **0561-74-0258**

特別支援学校における支援

特別支援学校とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱のある児童生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。その専門性を生かし、保護者からの相談窓口、近隣の小中学校への助言、援助なども行い、地域の特別支援教育センターとしての役割も担っています。

名古屋盲学校（視覚障害）	〒464-0083 名古屋市千種区北千種 1-8-22	☎ **052-711-0009** FAX **052-723-6813**
千種聾学校（聴覚障害） 幼稚部・小学部	〒464-0071 名古屋市千種区若水 2-5-1	☎ **052-711-8888** FAX **052-723-6824**
名古屋聾学校（聴覚障害） 中学部・高等部・専攻科	〒464-0021 名古屋市千種区鹿子殿 21-1	☎ **052-762-6846** FAX **052-753-2247**
港特別支援学校（肢体不自由）	〒455-0018 名古屋市港区港明 1-10-2	☎ **052-651-3710** FAX **052-651-3917**
三好特別支援学校（知的障害）	〒470-0213 みよし市打越町山ノ神 1-2	☎ **0561-34-4832** FAX **0561-32-4232**
大府特別支援学校（病弱・身体虚弱）	〒474-0038 大府市森岡町 7-427	☎ **0562-48-5311** FAX **0562-44-0662**

愛知県総合教育センター（特別支援教育相談研究室）

受付時間 9:00～17:00

発達障害を含め、特別な支援が必要な幼児児童生徒の発達を支援するための教育相談を行っています。面接、観察、検査、診断などの結果に基づいて、総合的に指導、助言をします。（予約制）

予約・問合せ	〒470-0151 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 68	☎ **0561-38-9517** FAX **0561-38-2780**

就職についての
相談にのって
もらえますか?

14 就労支援について

様々な機関で障害のある方の就労についての相談や支援などを行っています。お気軽にご相談、お問い合せください。

障害者就業・生活支援センター

受付時間 9:00～17:00

職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言などの支援を行っています。

相談・問合せ	**尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト** 〒465-0065　名古屋市名東区梅森坂 3-3607	☎ **052-709-3891** FAX **052-709-3892**

愛知障害者職業センター

受付時間 8:45～17:00

就職や職場適応、職場復帰を目指す障害のある方に対し、就職、職場適応などについての職業相談を行い、必要に応じて職業準備支援や、ジョブコーチの派遣を行っています。

相談・問合せ	**愛知障害者職業センター** 〒460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 MI テラス名古屋伏見 5 階	☎ **052-218-2380** FAX **052-218-2379**

公共職業安定所（ハローワーク）

受付時間 8:30～17:15

就職を希望する障害のある方の専門的な支援を担当する専門援助部門（4 番窓口）があり、求人検索や就職相談、職業紹介を行っています。

相談・問合せ	**名古屋東公共職業安定所（専門援助部門）** 〒 465-8609　名古屋市名東区平和が丘 1-2	☎ **052-686-4476** FAX **052-776-5897**

◆就職を希望する方のための支援事業

名　称	内　容	問合せ
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	**46 ページ参照**	介護福祉課　障害給付係 ☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**
就労移行支援		
就労継続支援（A 型・B 型）		
就労定着支援		
更生訓練費支給事業	社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。 **<対象者>** **就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方で、障害者総合支援法に基づく利用者負担の生じない方**	介護福祉課　障害給付係 ☎ **0561-73-1749** FAX **0561-72-4554**

15 成年後見制度について

知的障害や精神障害、認知症などにより、物事を判断する能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方の支援をしてくれる人を付けてもらう制度です。

成年後見制度

身 療 精

◆この制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度	本人の判断能力に応じて制度を選べるようになっています。 **＜後見＞ 常に判断能力を欠いている方** **＜保佐＞ 判断能力が著しく不十分な方** **＜補助＞ 判断能力が不十分な方**
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、**誰にどのような支援をしてもらうか**をあらかじめ契約により決めておく制度です。
後見人等の仕事	・預貯金や現金、家などの資産管理や日常生活の金銭管理を行います。 ・本人の意思を尊重し、必要な福祉サービスの契約などを行います。 ・施設への入所契約などを本人に代わって行い、サービスが適切に行われているかチェックします。

尾張東部成年後見センター

受付時間 9:00～17:00

尾張東部成年後見センターは、尾張東部地区の５市１町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町）の委託を受けて運営しており、この地区にお住まいの方からのご相談をお受けしています。

業務内容	**◆相談事業** 専門スタッフが、成年後見制度に関する様々なご相談に応じます。 また、個々の状況に合わせ、様々な機関と連携した専門的な相談支援を行います。（弁護士会、司法書士会などへの紹介） **◆法人後見** 必要な方については、当センターが成年後見人等となります。 **◆広報・啓発** 地域住民の理解促進を目的としたイベント等を開催しています。
相談・問合せ	〒470-0136　日進市竹の山 4-301 （日進市障害者福祉センター内） **☎ 0561-75-5008** **FAX 0561-75-5088**

日常生活自立支援事業

◆知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

支援内容	・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス　**＊利用料等、詳しくはお問い合わせください。** ・書類等の預かりサービス
申請・問合せ	**日進市社会福祉協議会** **☎ 0561-73-4885** **FAX 0561-73-4954**

16 相談・手続きなどの窓口案内

サービスについての相談や心のケアなど、様々な機関で相談や手続きを行っています。お気軽にご相談、お問い合せください。

日進市役所

〒470-0192　日進市蟹甲町池下 268
受付時間 8:30～17:15
☎ 0561-73-7111
FAX 0561-72-4554

介護福祉課	福祉サービスなどの相談・手続きを行います。
地域福祉課	障害者の生活支援などの相談を行います。
保険年金課	医療費・国民健康保険・年金などの相談・手続きを行います。
税務課	税金などの相談・手続きを行います。
こども課 療育支援係	療育に関する相談・手当に関する手続きを行います。
子育て支援課 家庭相談係	18 歳未満のお子さんの子育てなどの相談に家庭相談員が応じます。 **＊面接相談はできる限り予約をしてください。　☎ 0561-73-1402**
学校教育課	学校教育に関する相談・手続きを行います。
手話通訳窓口	聴覚または言語に障害のある方が窓口にお越しの際、手話通訳または要約筆記のお手伝いをします。 **■毎週月曜日・・・・・9:00～12:00 / 13:00～16:00** **■毎週火・金曜日・・・9:00～12:00　■毎週木曜日・・・13:00～16:00**

障害者虐待防止センター

日進市役所　地域福祉課　福祉相談係
〒470-0192　日進市蟹甲町池下 268

障害者に対する虐待又はその疑いがあると思われる場合の通報を受け付けています。	平日受付 8:30～17:15	☎ 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554
	夜間・休日受付	☎ 0561-73-1519 FAX 0561-73-6845

相談支援事業

障害のある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行い、日常生活を総合的に支援します。

日進市障害者相談支援センター 受付時間 9:00～17:00（日曜除く）	〒470-0136 日進市竹の山 4-301	☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615
子ども発達支援センターすくすく園 受付時間 9:00～17:00（日曜除く）	〒470-0136 日進市竹の山 4-301	☎ 0561-74-5939 FAX 0561-75-6615
地域活動支援センター **柏葉**（精神障害） 受付時間 9:00～17:00（日・祝日除く）	〒470-0151 東郷町諸輪字中木戸西 276	☎ 0561-72-8800 FAX 0561-72-4311

日進市中央福祉センター

〒470-0122　日進市蟹甲町中島 22
受付時間（日曜除く） 8:30～17:15
☎ 0561-73-4885
FAX 0561-73-4954

日進市社会福祉協議会	福祉機器貸出・生活福祉資金の貸付・ボランティアに関する問合せ・相談に応じます。

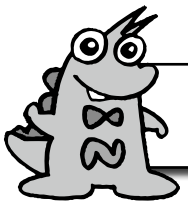

日進市ホームページ
http://www.city.nisshin.lg.jp

日進市保健センター

〒470-0131　日進市岩崎町兼場 101-1
受付時間 8:30～17:15
☎ 0561-72-0770
FAX 0561-74-0244

がん検診、健康教室、健康相談や乳幼児健診、乳幼児の発育・発達など、様々な相談事業を行っています。

日進市障害者福祉センター

〒470-0136　日進市竹の山 4-301
受付時間 9:00～17:15
☎ 0561-72-0857
FAX 0561-75-6615

地域生活支援センター たけのやま	**〈障害者相談支援センター〉** 障害者の生活全般の相談に応じ、必要な情報提供および福祉サービスの利用等に関する助言、支援を行います。	☎ 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615
子ども発達支援センター すくすく園	**〈子どもの発達相談〉** 子どもの発達に関する心配事やサービス利用等に関する情報提供など、様々な相談に応じます。 **〈すくすく園〉** 子どもの発達支援(療育)を行うとともに、保護者の相談や保護者同士の情報交換や交流の機会を提供します。	☎ 0561-74-5939 FAX 0561-75-6615

尾張東部成年後見センター

〒470-0136　日進市竹の山 4-301
（日進市障害者福祉センター内）
受付時間 9:00～17:00
☎ 0561-75-5008
FAX 0561-75-5088

認知症や障害などにより判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関する相談や支援を行います。詳しくは 53 ページをご覧ください。

愛知県中央児童･障害者相談センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1
受付時間 8:45～17:30

障害者相談課	身体障害者手帳･療育手帳（18歳以上）の交付、補装具の判定等の事務を行っています。	☎ 052-961-7253 FAX 052-950-2355
企画･児童指導課	18歳未満のお子さんの発達に関する相談および､療育手帳の判定･交付を行っています。	☎ 052-961-7252 FAX 052-950-2355

保 健 所

受付時間 8:45～17:30

瀬戸保健所	〒489-0808 瀬戸市見付町 38- 1	☎ 0561-82-2196 FAX 0561-82-9188 総合相談 ☎ 0561-21-1699
瀬戸保健所 豊明保健分室	〒470-1101 豊明市沓掛町石畑 142-20	☎ 0562-92-9133 FAX 0562-93-8947 総合相談 ☎ 0562-92-1699

税金・年金に関する窓口

昭和税務署 受付時間 8:30～17:00	〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1-4	☎ **052-881-8171** **聴覚障害者専用FAX** **052-951-4614**
名古屋南部県税事務所 受付時間 9:00～17:15	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	**自動車税** ☎ **052-682-8924** FAX **052-682-8910**
昭和年金事務所 受付時間 8:30～17:15	〒466-8567 名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	☎ **052-853-1463** FAX **052-853-3700**

あいち発達障害者支援センター
（愛知県心身障害者コロニー内）

〒480-0392　春日井市神屋町 713-8

受付時間 8:45～17:30

関係機関と連携し、発達障害のある方たちが地域で安心して生活できるようお手伝いします。	**電話相談専用**（10:00～12:00 13:00～16:00）☎ **0568-88-0849** **問合せ･相談予約等** ☎ **0568-88-0811**（内線2222） FAX **0568-88-0964**

民生委員・児童委員

地域福祉課　福祉相談係　☎ **0561-73-1519**　FAX **0561-72-4554**

・民生委員は民生委員法によって各地域に配置され、地域住民の社会福祉の増進に努めています。また、児童委員も兼ねています。

・児童委員は地域の子どもたちを見守り、子育ての支援を行っています。

＊お住まいの地域の民生委員・児童委員については地域福祉課福祉相談係にお問い合わせください。

特別支援教育に関する窓口

51 ページをご覧ください

就労に関する窓口

52 ページをご覧ください

手当・サービスなどのもくじ

◆手当など
- 障害者扶助料 20
- 愛知県在宅重度障害者手当 20
- 特別障害者手当 21
- 障害児福祉手当 21
- 特別児童扶養手当 22

◆医療に関する助成
- 障害者医療 23
- 後期高齢者福祉医療（通称マル福） 23
- 自立支援医療（更生医療） 24
- 自立支援医療（精神通院医療） 24
- 自立支援医療（育成医療） 24
- 精神障害者医療（精神通院医療） 25
- 精神障害者医療（精神障害者医療） 25
- 小児慢性特定疾患医療給付 26
- 養育医療 26

◆日常生活の支援など
- 福祉用具等の貸出 27
- 補装具費の支給 27
- 軽度・中等度難聴児支援事業 28
- 日常生活用具の給付 28
- 紙おむつ助成金の支給 30
- 車いす専用車の貸出 30
- 福祉機器リサイクル事業 31
- 家具転倒防止金具支給・取付事業 31
- リフォームヘルパーの派遣 31
- 寝具洗濯乾燥サービス 32
- エコサポート 32
- 粗大ごみのFAX申込み 32
- 意思疎通支援 33
- 点訳・音訳など 33

◆緊急時の支援など
- 緊急通報システムの設置 34
- 災害時要援護者地域支援制度 34
- NET119システム 35
- FAX110番システム・Web110番システム 35

◆年金・貸付など
- 障害基礎年金 36
- 障害厚生年金 36
- 特別障害給付金 37
- 障害者扶養共済制度 37
- 生活福祉資金（貸付制度） 37

◆税金・公共料金等の減免など
- 所得税・住民税の控除 38
- 国民健康保険税の減免 38
- 自動車取得税・自動車税の減免 39
- 軽自動車税の減免 39
- NHK受信料の減免 39

◆交通に関する助成など
- くるりんばす利用の割引 40
- タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成 40
- 障害者タクシー運賃割引制度 40
- 各交通機関の割引 41
- 有料道路割引制度 42
- 身体障害者自動車運転免許取得費の助成 42
- 身体障害者自動車改造費の助成 43
- 身体障害者等駐車禁止除外標章 43

◆公共施設の利用料減免など
- 日進市スポーツセンター 44
- 愛知県口論義運動公園（温水プール） 44

◆障害福祉サービス
- 居宅介護（ホームヘルプ） 46
- 同行援護 46
- 行動援護 46
- 重度訪問介護 46
- 重度障害者等包括支援 46
- 自立生活援助 46
- 共同生活援助（グループホーム） 46
- 施設入所支援 46
- 短期入所（ショートステイ） 46
- 生活介護 46
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 46
- 就労移行支援 46
- 就労継続支援（A型＝雇用型・B型） 46
- 就労定着支援 46
- 療養介護 46
- 計画相談支援 47
- 地域移行支援 47
- 地域定着支援 47
- 障害児相談支援 47
- 児童発達支援 47
- 医療型児童発達支援 47
- 居宅訪問型児童発達支援 47
- 放課後等デイサービス 47
- 保育所等訪問支援 47
- 移動支援事業 47
- 地域活動支援センター事業 47
- 日中一時支援事業 47
- 訪問入浴サービス事業 47

◆就労支援について
- 更生訓練費支給事業 52

◆成年後見制度について
- 成年後見制度 53
- 日常生活自立支援事業 53

障害福祉ガイドブック

にっしんの福祉

発　行　者：日　進　市
企画編集者　：　NPO法人 じゃんぐるじむ